

④ 笠間市家賃支援補助金の締め切りが迫っています

市では、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響で売上げが減少している法人や個人事業主等の方を対象に独自の支援策として、賃料の一部を補助します。

国の家賃支援給付金との併用はできませんので、内容をご確認のうえ申請してください。

補助対象者 次のすべてに該当する方

○市内の土地・建物を賃借している中小企業、フリーランスを含む個人事業主等、医療法人、NPO法人、社会福祉法人など幅広く対象とします。

○令和2年5月～12月の売上高が次のいずれかに該当する方。

- ・1か月の売上が前年同月比20%以上50%未満減少している。
- ・連続する3ヶ月の売上合計が前年同期比15%以上20%未満減少している。

○自らの事業のために占有する土地、建物の賃料を負担している方。

○市に納税すべき税について未納のない方

○国の家賃支援給付金の対象とならない方

○いばらきアマビエちゃんに事業者登録している方

補助対象経費 補助対象者が支払った土地・建物の賃料(消費税を含む)

補助金額 ・賃料の3か月分のうち2/3(1,000円未満は切り捨て)

・法人:最大60万円 個人事業主:最大30万円

申込期限 令和3年1月15日(金)

申・問 商工課(内線511)




詳しくはこちら

⑤ 悪質商法等の詐欺に注意しましょう

高齢者の消費生活相談は、依然として笠間市消費生活センターに寄せられる相談の半数以上を占めています。年末年始に向けて、何かと慌ただしくなりますが、悪質商法の手口を知って、被害に遭わないようにしましょう。

「変だな」「困ったな」と思ったら一人で悩まず、消費生活センターにご相談ください。

	手口	対策
架空請求 不当請求	はがきで裁判になっている・携帯電話に未納料金が発生している・パソコン、スマホに請求画面が表示されているなど	身に覚えのない請求には応じず、無視をしてください。
通信販売	テレビショッピング・ネット通販などお試しのつもりが定期購入になっていた健康食品・ダイエット食品	通信販売には、クーリングオフ制度はありません。契約内容や解約条件をしっかりと確認しましょう。
訪問販売	無料診断、無料点検、保険金が使える「火災保険を使って自宅を修理しませんか」などの誘い文句に注意	契約しても8日間以内であればクーリングオフができます。
電話勧誘	電話料金が安くなる、電気料金が安くなる等のしつこい勧誘	今日だけ、今だけ、あなただけと言われても不要なものはきっぱりと断りましょう。

問 笠間市消費生活センター(地域交流センターともべ  内)

相談専用電話：0296-77-1313

相談受付時間：月～土曜日 午前9時～正午、午後1時～4時(日曜、第2・第4火曜は休館日)

消費者ホットライン：188(イヤヤ) ※お住いの近くにある消費生活センターにつながります。

発熱等の症状がある方は、まず、かかりつけ医に電話相談しましょう。